

ヘルメットお守りについて

本年も AJ 広島開催の各 BRM に参加頂きましてありがとうございました。2013 年から始まった AJ 広島も今年で 5 年目を終え、この間 41 回の BRM を開催し、延べ 2,347 名(Fleche を含む)のエントリーを頂き開催して参りました。

今日は初めての忘年会と言うことで、今までなかなかお伝えすることができなかったことをこの場をお借りしてお伝えしたいと思います。

ブルベと言う自転車種目の中でも比較的に個人リスクの高い種目でありながらも、AJ 広島では今日まで大きな怪我や事故が無く開催してこられたのは、ひとえに皆様の努力の賜物であります。スタッフ一同、心より感謝致します。

先日の BRM1006 須波・四国 1000km の折にスタッフ間で話が出たのですが、もし大きな事故が起きたら…と言う仮定について話しました。

もし、夜通し走っていたライダーがもうろうとした意識で朝を迎え、市街地を抜ける際、もし、通学途中の小学生に衝突するような事故が起き、そのお子さんに万一のことがあれば…どうなるだろう、と。

それはもう、メディアの格好の材料になるだろう。最近 TV や雑誌でよく見るような、報道各社の執拗なまでの報道がブルベについて語られるようになるのです。現場からの中継が行われ、「ブルベって何だ」との解説が面白おかしく行われ、コメンテータの「自転車で夜通し走るなんて危険極まりない。だって寝てないんでしょ？」みたいなコメントが全国に流され、各方面からブルベに対する猛烈なバッシングが繰り返えられることになろうことが想像されます。

道路交通法には、以下の記述があります。

(過労運転等の禁止)

第六十六条 何人も、前条第一項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

(罰則 第一百七条の二第三号〔五年以下の懲役又は百万円以下の罰金〕、第一百七条の二の二第五号〔三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金〕)

そうです。もうお分かりになると思います。今日の日本の BRM の一般への認知は広まっておらず、私たちは薄氷の上を走っているようなものなのです。

最悪のケースが重なったら、私たちが愛してやまないブルベはあっという間に危険極まりない自転車種目扱いされてしまい、以降の開催は極めて困難な状況に陥ることでしょう。

そのようなことにならないため、是非とも無理のない走行をお願いします。眠くなったら適切な場所で寝ましょう。スタッフとしては事故が起きないことを祈るしかありません。そのような想いを込めて、しまなみ海道・大三島にある大山祇(おおやまづみ)神社のヘルメットお守りを皆さまにお配りします。

宗派・信仰上、身に着けることを躊躇われる方もあろうかとは存じますが、どうぞ私たちの気持ちをご理解頂けるきっかけとして頂ければ幸いです。

AJ 広島スタッフ一同 2017 年 11 月